

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約後公告）

敦賀児童相談所 園庭管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月13日

福井県嶺南振興局敦賀児童相談所
所長 稲木美紀

1 随意契約した内容

- （1）契約名称 敦賀児童相談所 園庭管理業務委託
- （2）業務内容 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の園庭部分の除草作業
- （3）履行期間 令和6年5月15日から令和6年11月30日まで
- （4）担当課及び履行箇所

福井県嶺南振興局敦賀児童相談所
（福井県敦賀市角鹿町1-32）
電話 0770-22-0858

- （5）契約金額 255,200 円

2 契約の相手方

福井県敦賀市公文明54号10番地の1
株式会社 LABwel 代表取締役 津田 一彦

3 契約年月日

令和6年5月14日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当課

住 所：福井県敦賀市角鹿町1-32
所 属：福井県嶺南振興局敦賀児童相談所
連絡先：0770-22-0858